

# 進路のハンドブック

進路の流れと福祉制度（在学から卒業まで）等について



小田原支援学校 支援連携部 進路支援係

2024年5月発行

## 目次

### 1. 小田原支援学校の進路について

- (1) 進路支援について基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 進路にかかわる主な行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 高等部進路支援の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 高等部の実習について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 2. 卒業後の進路選択に向けて

- (1) 高等部卒業後の主な進路（日中活動）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 職業訓練機関 神奈川能力開発センター、神奈川障害者職業能力開発校・・・・・・・・ 8
- (3) 高等部卒業後に施設事業所のサービスを利用する場合・・・・・・・・ 9

### 3. 福祉関係

- (1) 福祉制度にかかわる関係機関  
市町障害福祉課、総合療育相談センター、かながわエース、児童相談所、  
相談支援センター、サービス等利用計画の作成、  
県西の相談支援事業、日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・ 10～15
- (2) 手帳について 身体障害者手帳、療育手帳、公共交通機関などの割引、精神保健福祉手帳・・ 16～19
- (3) 児童福祉法のサービス（入所施設障害児通所支援、放課後等デイサービス）・・・・・・・・ 20～23

### 4. 就労関係

- (1) 就労 公共職業安定所、障害者就労相談センター、神奈川障害者職業センター、  
地域就労援助センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

### 5. 障害者総合支援法関係

- (1) 障害者総合支援法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 総合支援法、児童福祉法の改正について（30年4月1日施行）・・・・・・・・・・ 26
- (3) サービスの内容と支援区分 介護給付、訓練等給付・・・・・・・・・・ 27～28
- (4) 地域生活支援事業、都道府県事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (5) 支援区分により受けられるサービス(表)・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (6) 利用者の負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

### 6. 障害者基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

### 7. 成年後見制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

# 1. 小田原支援学校の進路について

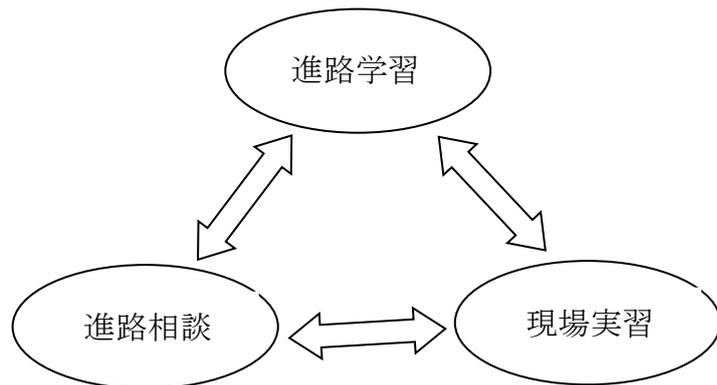
## (1) 進路支援についての基本的な考え方

人生の大きな出来事、ライフイベントのひとつに学校生活の始まり「入学式」と学校生活の終わり「卒業式」があります。高等部の卒業式というライフイベントは「生徒」と「社会人」の境目にあります。特別支援学校を卒業して社会人として幸せに暮らすために、児童・生徒の時代に本人はどんな準備をしなければならないのか、どんな支援が必要なのか、考え実践していかなければなりません。

進路支援の内容は具体的には

- ◎「進路学習」で社会人に向けて、本人自ら学ぶ活動を行う。
- ◎「進路相談」で卒業後の自分について主体的に考え、情報を収集する。
- ◎「現場実習」で実際に社会人を模擬体験し卒業に向けて準備する。

という三つの柱で組み立てられています。



### ① 進路学習

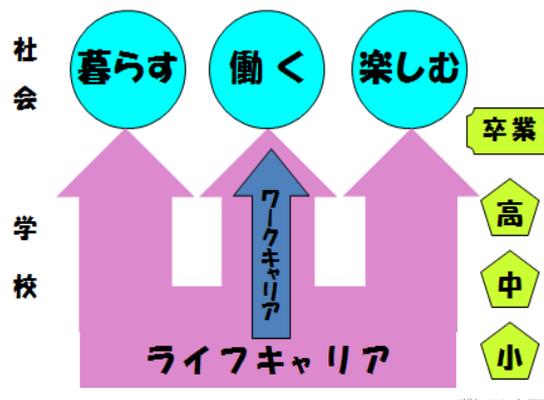
進路学習とは高等部卒業後社会人として生活するための大切な勉強です。社会人になるために勉強をして経験を重ねることを「キャリアをつむ」といいます。

社会人の生活は「暮らす」「働く」「楽しむ」の3つに分けることができます。

- ◎暮らす…朝起きて、夜寝るまでにはご飯を作って食べたり、買い物に出かけたり、お風呂に入ったりといろいろなことをしなければなりません。「暮らす」というのはこのような普段の生活のことです。

- ◎働く…会社に行ったり、福祉事業所に行ったりと今の学校生活に代わる昼間の「仕事」のことです。

- ◎楽しむ…夜や休日など「暮らす」や「働く」時間以外を余暇（よか）といいます。自由に過ごす時間です。趣味や自分の好きなことをする時間です。旅行が好きな人、映画が好きな人、スポーツが好きな人、友だちと遊ぶのが好きな人、「楽しむ」とは自由に楽しい時間を過ごすことです。



キャリアには「ライフキャリア」と「ワークキャリア」があります。

<p><u>ライフキャリア</u> 社会人になって自立するための基本となるキャリアです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笑顔で気持ちよくあいさつができる。</li> <li>・朝、起こされなくても自分で起きて準備をする。</li> <li>・友だちとなかよくすごすことができる。</li> <li>・手洗い、入浴、着替えなど清潔を心がける。</li> <li>・信号を守るなど安全に行動することができる。</li> <li>・洗濯や掃除など日常生活でできることをふやす。</li> <li>・待ち合わせの時間など、約束を守る。</li> <li>・健全な趣味をもつ。</li> </ul>
<p><u>ワークキャリア</u> 社会人になって働くときに必要なキャリアです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間内、集中して持続して仕事ができる。</li> <li>・指先の細かな作業ができる。</li> <li>・いろいろな道具が使える。</li> <li>・責任感がある。</li> <li>・報告・相談・連絡ができる。(ほうれんそう)</li> <li>・仕事を続ける体力がある。</li> </ul>

## ② 進路相談

卒業というライフイベントに向けてどんな進路先が自分に合っているか、自分で考え、自分で決めるためにいろいろな情報を集めなければなりません。高等部では7月と12月に進路面談を実施していますが、相談はいつでも受け付けています。少しでも気になることがあれば、遠慮せずに進路支援係に相談しましょう。(進路支援係直通電話番号 0465-37-2732)

## ③ 現場実習

高等部2年生、3年生で企業や福祉事業所で次の目的で現場実習を行います。

【1】社会人としての人間関係を学び、卒業後の生活に自信を持つ。

【2】仕事の大切さを知り、自分に合う仕事かどうか確かめる場とする。

現場実習は本人の適正を知るだけでなく、保護者や実習先にとっても、とても大切な「本人理解」の場でもあります。

(2) 進路にかかわる主な行事 [例年の活動内容を記載してあります]

<進路に関わる活動>

		同窓会関連行事
4月	保護者進路説明会 進路希望調査(高A2～3、高B、分教室2～3、湯河原2～3) 職業講話(高3 就職、職業訓練機関等希望者対象) (ハローワークとの連携)	
5月	校外実習先事前訪問開始 進路希望調査(高1) 保護者進路説明会(小中B) 職業ガイダンス(高2 就職希望者)	
6月	前期現場等実習 福祉制度説明会(在学中のサービスならびに福祉制度について) 神奈川能力開発センター1日体験教室	同窓会総会
7月	神奈川能力開発センター1日体験教室 前期職業相談(高3企業実習生徒対象) 進路面談(高A2:企業実習生徒、高A3:全員) 事業所見学	
8月	事業所見学	
9月	神奈川能力開発センター入所選考 高3臨時現場実習	
10月	後期現場等実習	
11月	後期現場等実習	
12月	後期職業相談(高3企業実習生徒対象) 進路面談(高A2、3全員)	
1月	高3臨時現場実習 保護者向け福祉制度説明会(卒業後の制度とサービスについて) 就労アセスメント	成人を祝う会
2月	就業・生活支援センターばけっと説明会(就職予定者) 就労アセスメント	
3月	慣らし実習(福祉、企業) ※希望や依頼があった場合	

(3) 高等部進路支援の流れ [例年の活動内容を記載してあります]

・知的部門

月	生徒			保護者		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年
4月				進路希望調査		
			就職希望者等 ※職業講話	進路説明会		
5月				面談		
		職業ガイダンス				
		実習先事前訪問			実習先事前訪問	
6月	校内・校外実習事前学習					
				福祉制度説明会（在学中の制度とサービス）		
	校内実習	校内・校外実習			実習先見学	
7月				事業所の見学の希望があればご相談ください。 夏季休業中は、生徒も参加できます。		
			企業実習者等 ※職業相談①			職業相談①
8月						
9月			臨時実習	面談		
		実習先事前訪問			実習先事前訪問	
10月	校内・校外実習事前学習					
	校内実習	校内・校外実習			実習先見学	
11月						
12月						
			企業実習者等 ※職業相談②			職業相談②
1月			臨時実習	福祉制度説明会（卒業後の制度とサービス）		
			・区分認定 ・聞き取り調査			
	2月			※該当者のみ 個別にお知らせ します。	面談	
3月						

(注)

- 肢体部門は、個別での面談や相談での対応が主になっております。実習の時期については知的部門と同様に6月と10月に実施しております。
- 分教室は、実習先によっては実習の時期が前後したり、実習期間を長く設定したりする場合があります。

(5) 高等部の実習について [例年の活動内容を記載してあります]

本校

	6 月	10月 11 月	6月、10・11月以外
本校 1年	・校内実習	・校内実習	・現場体験実習 対象：希望調査をもとに学年で 検討 目的：経験・適性把握
本校 2年	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で 検討 目的：経験・適性把握 ・校内実習	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で 検討 目的：経験・適性把握 ・校内実習	・臨時実習
本校 3年	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で 検討 目的：適性把握、就労前提 ・校内実習	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で 検討 目的：適性把握、就労前提 ・校内実習	・臨時実習 3年生は、進路先が決まるま で6月、10月以外にも臨時 で実習を組みます。

分教室

	6 月	10月 11 月	6月、10・11月以外
分教室 1年	・校内実習	・現場体験実習 対象：希望調査をもとに学年で検討 目的：経験・適性把握 ・校内実習	
分教室 2年	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で検討 目的：経験・適性把握	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で検討 目的：経験・適性把握	・臨時実習
分教室 3年	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で検討 目的：経験・適性把握 ・校内実習	・現場実習（企業・福祉） 対象：希望調査をもとに学年で検討 目的：経験・適性把握 ・校内実習	・臨時実習 3年生は、進路先が決 まるまで6月、10月 以外にも臨時で実習 を組みます。

<現場実習>実際に企業で仕事をしたり、福祉事業所に行って作業や活動を行ったりする。

<校内実習>学校を企業や福祉事業所に見立てて、仕事や活動を行う。

(目的)・作業を通して、働くことの誇りと喜びを感じ、社会自立への望ましい人間関係や習慣を身につける。

・自分でできる作業に積極的に取り組む。

(作業種) 最近3年間の内容

- ・本校：タオルたたみ、ボールペン組み立て、タオルのばし、自動車部品の組み立て、ワックス製品の検品・スポンジ入れ、容器のラベル貼り等
- ・分教室：ボールペン組み立て

## 2. 卒業後の進路選択に向けて

### (1) 高等部卒業後の主な進路（日中活動の場）

#### A【企業に就労】

B【職業訓練機関】（神奈川障害者職業能力開発校、神奈川能力開発センター）

#### C【介護給付】

①療養介護（医療型） 医療施設で実施

②生活介護（福祉型）

#### D【訓練等給付】

①自立訓練

②就労移行支援

③就労継続支援（A型、B型）

#### E【地域活動支援事業】

①地域活動支援センター

\* C～DについてはP. 27～28を参照

一般企業に就労することが困難な障害のある方が、作業活動を通して地域社会の一員として生活できるようにする場

### A 企業に就労

企業での実習を行った後、企業から指定校求人を受け、ハローワークを通して障害者雇用枠での就職となります。

#### ・障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者、精神障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

〈民間企業〉 2. 5%（令和6年4月1日より） ※令和8年4月1日より2. 7%

#### ・特例子会社とは

特例的に子会社を親会社と同一事業とみなして雇用率を算定する制度

① 雇用率が達成しやすくなり、社会的なイメージがアップする。

② 障害者の特性に配慮した仕事や、環境の整備、専門スタッフの確保が容易になり、障害者の能力を十分に引き出せる。

③ 定着率が高まる。

以上のように、本校の生徒が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得した中で就労する場合は雇用率に算定されるが、雇用する事業主も営利は追求するため、企業の採用基準に適合しないと採用はされない。また、‘社員（仲間）として受け入れられるか’等の、業務遂行能力以外の部分を重要視する場合も多々ある。

## 卒業生の雇用条件

- ・ 障害者雇用（障害者雇用促進法による諸助成金の対応）
- ・ 神奈川県での最低賃金（令和5年10月1日から時間額1,112円に改正されました。）
- ・ パート雇用がほとんどであり数か月から1年ごとの更新になっているケースが多い。
- ・ 週30時間以上の雇用契約において、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入  
雇用率の算定について（重度＝職業的に重度）

週所定労働時間	30時間以上	20時間～29時間	10時間～19時間
身体	○	△	—
重度	◎	○	△
知的	○	△	—
重度	◎	○	△
精神	○	△	△

○＝1カウント    ◎＝2カウント    △＝0.5カウント

## (2) 職業訓練機関＜神奈川能力開発センター、神奈川障害者職業能力開発校＞

### ① 神奈川能力開発センター（県立）

新しく職業に就こうとする知的障害者の方（義務教育終了以上で、申し込み時の年齢が満25歳までの知的障がい者と判定された方）に、基礎的な技能を習得してもらうとともに、労働習慣や生活習慣を体得してもらい、雇用労働者として就労できるよう訓練します。訓練期間中は通勤寮（キャンパス秦野）を利用します。必要経費として入所時30,000円程度（作業服、体操服、非常食、保険等）、また月額約70,000円程度（寮生活費（食費、光熱費）、バス送迎代、センター昼食費、こづかい）となります。2年次は、公共職業訓練として実施するため、訓練手当てが支給される場合があります。

〒259-1101 伊勢原市日向496 TEL 0463-96-4555

**アクセス** 小田急線伊勢原駅北口バス停から日向薬師行きバス15分 洗水（あろうず）下車1分

- ・ 職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練の短期課程
- ・ 訓練定員 60名（1年次生＝30名 2年次生＝30名）
- ・ 訓練期間 2年
- ・ 訓練の内容 1年次は、基本的な学力、基礎体力、身体能力を養う。  
2年次は、各課に分かれて専門的に行います。
- ・ 訓練科目 1年次 職業基礎科  
2年次 総合加工技術、施設管理技術、物流販売技術（各コース）（各10名）

### ② 神奈川障害者職業能力開発校（国立県営）

身体障害や知的障害の方等が、就職に必要な知識・技術を習得するために職業訓練を行っています。

〒252-0315 相模原市南区桜台13-1 tel 042-744-1243

**アクセス** 小田急線の小田急相模原駅北口から徒歩20分

- 身体障害者・精神障害者対象（ ）内は訓練期間および定員
  - 総合CAD (1年：10名)
  - ITチャレンジ (1年：10名)
  - Web・DTP制作 (1年：20名)
- 視覚障害者対象
  - ビジネスサポートコース (1年：5名)
- 身体・知的障害者対象
  - ビジネスキャリア (1年：知的・身体各10名)
- 知的障害者対象
  - 総合実務 (1年：25名)
- 精神障害者
  - ビジネス実務 (6ヶ月：10名)
  - サービス実務 (6ヶ月：10名)

### (3) 高等部卒業後に福祉事業所のサービスを利用する場合

高等部卒業後は、「就労」をキーワードに「できる」・「できない」を選択し、「できる」方は原則「訓練等給付」。「できない」方は原則「介護給付」のいずれかのサービスを選択。

「介護給付」系（生活介護や施設入所支援）の方については、高等部卒業後は施設に通う（施設のサービスを利用する）イメージとなるが、「訓練等給付」系の自立訓練や就労移行支援の方は、基本的に期限付き（2年程度）でサービスを乗り換え最終的には就労を目指す、就労継続支援を利用される方は、期限はありませんが最終的には就労を目指すイメージとなります。ただし、高等部卒業後に就労継続支援B型事業の利用につきましては、通常の実習とは別に、就労移行支援事業所等においてアセスメントを行う必要があります。

「介護給付」の場合、次の流れで手続きを進める。

- ① 18歳の誕生日が近くなったら、各市町と相談の上「障害支援区分」を判定（早生まれの方は冬休み中）
- ② 判定された区分が「3」以上だった場合は「生活介護」の利用が可能。「生活介護」には利用期限がないので、本人にあった事業所を探す。

「訓練等給付」の場合は、次の流れで手続きを進める。

- ① 障害支援区分の判定は不要ではあるが、受給者証を発行するにあたり、聞き取り調査は行う。（一律支援区分を出す自治体もある）ただし、訓練等給付のサービスは「就労を目指して有期限で訓練する」イメージなので、単純に「どこへ通うか」という視点ではなく「最終的にどんな就労形態を望むか」をイメージして進路先を選ぶことが重要
- ② 通所先を決める際にも、「次の次」をイメージする。（有期限サービスのため）具体的な組み合わせ方は本人の状況によって異なる。

#### 在学中の福祉制度利用は？ 障害児としての福祉制度を児童福祉法のもとに利用します。

- ・ 福祉制度上、18歳未満を「障害児」、18歳以上を「障害者」と区分します。
- ・ 「障害児」と「障害者」では、利用できるサービスが異なります。
- ・ 福祉制度・サービスを利用するための相談は、居住地の障害福祉担当課か居住地指定の事業所となります。福祉制度利用の手続きにおいては、窓口等での聞き取り調査が必要となります。
  - ◇ 「障害児」の聞き取りは、10項目程度です。
  - ◇ 「障害者」の聞き取りは、80項目です。

#### 在学中に使えるサービス

※身体介護：身体介助を行うヘルパー

※移動支援：外出時の付き添い、介助を行うヘルパー（市町の事業）

※短期入所：緊急時等の一時入所（日中だけの利用は不可）

※放課後等デイサービス：6歳から18歳までの方が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

※日中一時支援事業：放課後や長期休暇中などの日帰り一時預かり（市町の事業）

★ 七沢学園の集中療育（短期・中期入所）食事代の負担あり

◇ 児童相談所が窓口となり、生活リズムの改善等を目的に療育の支援を受ける。

※在学中および高等部卒業後（場合によっては18歳になってから）に福祉サービスを利用する場合、上記のように聞き取り調査を行い、必要に応じて障害支援区分を判定した上で**受給者証**を発給してもらい、施設・事業所等と契約を結ぶこととなります。

### 3. 福祉関係

#### (1) 福祉制度に関わる関係機関

##### ・市町障害福祉担当課

障害児者などの生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連絡をとり、各種の福祉制度の窓口になります。障害児者自立支援法に基づく各種サービスの利用などについて相談・支援を行います。

市名	担当課	所在地	電話	F A X
小田原市	障がい福祉課	〒250-8555 小田原市荻窪 300	(0465)33-1467	33-1317
南足柄市	福祉課	〒250-0192 南足柄市関本 440	(0465)73-8047	74-0545
中井町	福祉課	〒259-0153 中井町比奈窪 104-1	(0465)81-5548	81-5657
大井町	福祉課	〒258-0019 大井町金子 1964-1	(0465)83-8011	83-8016
松田町	福祉課	〒258-8585 松田町松田惣領 2037	(0465)83-1226	83-1229
山北町	福祉課	〒258-0195 山北町山北 1301-4	(0465)75-3644	79-2171
開成町	福祉介護課	〒258-8502 開成町延沢 773	(0465)84-0316	85-3433
箱根町	福祉課	〒250-0398 箱根町湯本 256	(0460)85-7790	85-8124
真鶴町	健康福祉課	〒259-0202 真鶴町岩 244-1	(0465)68-1131	68-5119
湯河原町	社会福祉課	〒259-0392 湯河原町中央 2-2-1	(0465)63-2111	63-2940
二宮町	福祉健康課	〒259-0196 二宮町二宮 961	(0463)71-3311	73-0134
秦野市	障害福祉課	〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2	(0463)82-7616	82-8020

##### ・神奈川県立総合療育相談センター

<所在地> 〒252-0813 藤沢市亀井野 3 1 1 9

代表電話 : 0 4 6 6 ( 8 4 ) 5 7 0 0 F A X ( 共 通 ) : 0 4 6 6 ( 8 4 ) 2 9 7 0

(児童相談所) : 0 4 6 6 ( 8 4 ) 1 6 0 0

総合療育相談センターは、身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて診療、療育訓練を実施しています。なお、センター内に中央児童相談所を設置し、子どもの心身の健全な発達に関する問題等について相談に応じることで業務の一体的運営を図っています。

相談事業等の内容	
障害児等療育支援事業	障害支援部、福祉医療部で、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児、身体障害児及び療育的支援を必要とする子どもとその家族を対象とし、訪問及び外来により、専門的な療育相談・支援を行います。また、療育機関に対する支援も実施しています。
早期療育外来や機能訓練入院、短期入所	児童を対象として、福祉医療部（有床診療所）の外来や入院を通して診療・機能訓練を行っています。また、重症心身障害児（者）等の短期入所を実施し在宅支援を行っています。
療育手帳の障害程度の判定及び発行	福祉課で18歳以上の障害程度の判定を行っています。手帳交付事務関連は地域企画課が担当しています。
身体障害者手帳の交付	手帳発行事務関連は地域企画課が担当しています。必要に応じて外来や巡回相談で診断書の作成を行います。（流れはP15参照）
更生医療や補装具の判定、補装具の処方など	福祉課が担当しています。肢体不自由児の装具外来も実施しています。
巡回リハビリテーションなど	障害児及び療育的支援を必要とする子どもとその家族のための巡回リハビリテーションなどを実施しています。実施個所については、療育課に問い合わせてください。

## ・神奈川県発達障害支援センター かながわA (エース)

発達障害支援センターは、自閉症等の発達障害があるために生活上の支援を必要とする方とその家族、関わるすべての人々のための専門の支援センターです。

「相談支援」「療育支援」「就労支援」「普及・啓発と研修」の4つの活動を軸として、発達障害の方本人とご家族が安心して地域で暮らすことができるよう支援します。

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

### <所在地>

\*本部：中井やまゆり園

〒259-0157 足柄上郡中井町境218

TEL：0465-81-0288 (代表) 受付：直通 0465-81-3717

FAX：0465-81-3703 平日8：30～17：15

### <事業の内容>

相談支援…発達障害に係わるあらゆる相談、情報提供

療育支援…療育相談、判定、療育方法の指導・助言、緊急時の一時保護

就労支援…就労に関する支援、就労関係機関との連携

研 修…関係機関職員等を対象とした基本研修、実践研修等の実施

普及啓発…障害特性や対応方法について広く理解を図るための講演会開催、リーフレット・機関誌の作成・配布、関係図書・ビデオ等の閲覧・貸し出し等

関係機関との連絡協議…総合的なサービスのあり方や実施方法を検討するために、関係機関連絡協議会を開催

## ・児童相談所

18歳未満の児童の養護や育成等のあらゆる問題について、相談支援を行っています。児童の心身の発達と障害について相談に応じるとともに、判定・指導を行っています。また、電話相談も行っています。

### 小田原児童相談所

#### <所在地> 〒250-0042

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎内

電話 0465-32-8000 FAX 0465-32-8137 電話相談 0465-32-0007

#### <相談の種類>

- ・児童の心身発達と障害についての相談・判定・指導
- ・性格、しつけ、行動、非行などについての相談・指導
- ・障害児施設などへの入所の相談
- ・緊急に保護を要する場合などの施設利用相談
- ・障害児の手当支給のための判定

・相談支援センター（就業、生活等）

①障害者就業・生活支援センター

社会福祉法人よるべ会 障害者支援センター ぽけっと

<所在地>

〒250-0851 小田原市曾比 1786-1

電話 0465-39-2007 F A X 0465-36-0030

障害者の就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援をするため、生活支援担当職員による相談等の支援を行います。

<利用できる方>

職業生活における自立を図るための支援を必要とする障害者

②相談支援センター

名称 電話番号 所在地	地図	備考
<p>おだわら障がい者 総合相談支援センター クローバー</p> <p>0465-35-5258 小田原市久野115-2 小田原市社会福祉センター</p> <p>「おだわら総合医療福祉会館1階」 (月)～(土) 9:00～17:00</p>	 <p>案内図 所在地：小田原市久野115番地2 おだわら総合医療福祉会館 1階</p> <p>小田原市 箱根町 湯河原町 真鶴町 よりの委託</p>	<p>&lt;小田原駅からバスをご利用の方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西口2番乗り場より、久野車庫、船原、坊所行きバスに乗車市立病院前下車（所要時間 約10分）</li> </ul> <p>&lt;足柄駅・井細田駅から徒歩の方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要時間 約10分</li> </ul> <p>*駐車場の台数に限りがありますので、徒歩又はバスの利用をお願いしております。自家用車でないと来所が困難な場合は、職員にご相談ください。</p>
<p>相談支援センター りあん</p> <p>0465-20-5014</p> <p>南足柄市塚原701-1 竹の子ビル1階</p> <p>(月)～(土) 10:00～16:00</p>	 <p>南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町よりの委託</p>	<p>&lt;お車でお越しの方&gt;</p> <p>南足柄市塚原山崎交差点を栢山方面に1.3km直進、中丸交差点の左側</p> <p>&lt;電車でお越しの方&gt;</p> <p>大雄山線塚原駅下車。塚原駅より徒歩15分。小田急線栢山駅より徒歩20分。</p>

※小田原市・下郡3町から委託を受けて、「おだわら総合医療福祉会館」内に「障がい総合相談支援センター」として平成26年度より相談事業を開始しました。

※南足柄市・上郡5町から委託を受けて、「竹の子ビル1階」で「りあん」として平成29年度4月より相談事業を開始いたしました。詳しくは、各市町の障害福祉課等に確認してください。

## サービス等利用計画案の作成について(主に障害福祉サービスをはじめて利用される方)

初めて障害福祉サービスを利用される方がいらっしゃると思いますが、障害福祉サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画作成が必要です。利用したいサービスが決まったら

- ① 受給者証の発行のために市町の福祉課に行きます。
- ② 福祉課からサービス等利用計画の提出を求められます。
- ③ 特定相談支援事業所にサービス等利用計画作成を依頼します。
- ④ サービス等利用計画案作成後、利用予定施設・事業所との調整がされます。
- ⑤ ④の間に平行して障害支援区分の認定調査も行われます。
- ⑥ サービス等利用計画案が福祉課に提出された後、支給決定がされます。最終の打ち合わせを経て受給者証が発行され、サービスを利用することができます。

○高等部3年生在学で卒業後に初めてサービス(卒業後に福祉事業所を日中活動として利用される方が多いと思いますが)を利用する方は、上記の①からの手順で手続きをしていきます。

### 県西の特定相談支援事業所(障害福祉サービスかながわより)

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号
ほうあんホッと相談カフェ	小田原市本町2-4-12	0465-44-4381 0465-44-4382
特定相談所 こはるび	小田原市栢山592-2 リバーサイドハイツ203号	0465-43-6388 0465-43-6388
公益財団法人積善会 曾我病院	小田原市曾我岸148	0465-42-1630 0465-42-1635
相談支援センター ういず	小田原市永塚408	0465-42-1151 0465-42-1152
特定相談支援事業所 ほうあんふじ	小田原市曾我大沢7	0465-41-4010 0465-41-2666
障害者支援センター ぽけっと	小田原市曾比1786-1	0465-39-2007 0465-36-0030
小田原市障害者サポート センター	小田原市東町1丁目7番7号	0465-31-1300 0465-31-1302
相談支援センター エール	小田原蓮正寺869-3	0465-46-8368 0465-46-8369
太陽の門相談室	足柄上郡開成町延沢823-1	0465-20-7120 0465-20-7475
梅香園	小田原市蓮正寺647-5	0465-37-0181 0465-37-0182
きらら湘南	小田原市北ノ窪382-1	0465-34-1772 0465-35-4682

かもめの家 相談事業所	小田原市板橋 1 0 2	0465-23-1136 0465-23-1136
障がい者支援センター かのん	小田原市板橋 1 5 5 - 1 3	0465-23-5717 0465-20-7540
よるべ沼代 (よるべ相談室)	小田原市沼代 8 6 5 - 1	0465-43-1147 0463-43-1163
わらべの杜	小田原市小竹 1 8 6	0465-43-1515 0465-43-3500
オギクボ薬局相談支援センター	小田原市城山 2 - 1 5 - 2 9	0465-31-1113 0465-31-1118
潤生園れんげの里 ケアマネジメントセンター	小田原市蓮正寺 9 9 7 - 1	0465-39-1555 0465-39-1556
プレアデス	南足柄市関本 3 6 8	0465-71-0158 0465-72-1850
自立サポートセンター スマイル	南足柄市関本 4 0 3 - 2 南足柄市りんどう会館内	0465-71-0117 0465-72-4160
県西福祉センター	南足柄市三竹 7 4 0 - 3	0465-73-5540 0465-73-5546
たんぽぽ相談支援事業所 * (者) たんぽぽ利用者のみ	湯河原町中央 2 丁目 2 1 - 5	0465-64-0038 0465-20-9031
相談支援事業所 密・柑	湯河原町宮上 1 4 5 - 5	0465-62-4181 0465-62-4181
相談支援事業所 あすなる	松田町松田惣領 8 2 4 - 1	0465-83-1477 0465-83-1488
ケアプラン はなの詩	開成町吉田島 4 3 5 2 - 3	0465-85-5135 0465-85-0051
H S A相談支援センター	小田原市扇町 5 - 1 1 - 2	0465-32-8110
ありんこホームふれんど	小田原市鴨宮 3 2 8	0465-48-9095



○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

地域で自立した生活をおくれるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの生活支援を行います。ご利用にあたっては、原則として、利用料がかかります。

<利用できる方>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方  
身体障害などにより、自身で適切なサービスの利用等ができない方

名称	所在地	電話番号 FAX番号
(社福) 小田原市社会福祉協議会	小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館内	0465-35-4000 0465-35-6902
(社福) 南足柄市社会福祉協議会	南足柄市関本403-2 りんどう会館内	0465-73-1575 0465-74-3276
(社福) 中井町社会福祉協議会	足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町保健福祉センターしらさぎ内	0465-81-2261 0465-81-2658
(社福) 大井町社会福祉協議会	足柄上郡大井町上大井68-2	0465-84-3294 0465-85-3123
(社福) 松田町社会福祉協議会	足柄上郡松田町松田惣領17-2 松田町健康福祉センター内	0465-82-0294 0465-82-9241
(社福) 山北町社会福祉協議会	足柄上郡山北町向原1379-1	0465-75-1294 0465-76-4079
(社福) 開成町社会福祉協議会	足柄上郡開成町吉田町1043-1 開成町福祉会館内	0465-82-5222 0465-82-5928
(社福) 箱根町社会福祉協議会	足柄下郡箱根町湯本855	0460-85-9000 0460-85-6888
(社福) 真鶴町社会福祉協議会	足柄下郡真鶴町真鶴475-1	0465-68-3313 0465-68-4179
(社福) 湯河原町社会福祉協議会	足柄下郡湯河原町中央4丁目12 の5	0465-62-3700 0465-62-5150
(社福) 二宮町社会福祉協議会	中郡二宮町山西5-1	0463-73-0294 0463-73-0295
(社福) 秦野市社会福祉協議会	秦野市緑町16-3	0463-84-7711 0463-85-1302

## (2) 手帳について

### ●身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障害が変化した場合には再認定を受けることができます。

#### 交付に必要な物

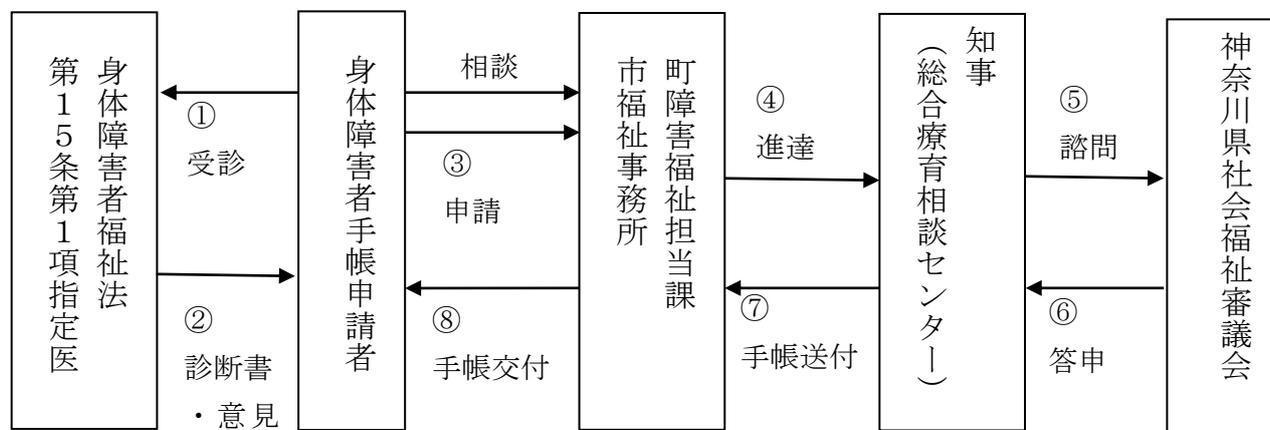
身体障害者手帳の交付を申請するには、次の書類等が必要です。

- ① 身体障害者手帳交付申請書（障がい福祉課にあります）
- ② 身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したものに限り）
- ③ 写真（横3cm×縦4cm、上半身・無帽）、1年以内に撮影されたもの、他者が一緒に写っていないもの
- ④ 印鑑（スタンプ印は不可。）
- ⑤ 通知カード又は個人カード

お住まいの市の福祉事務所又は町の障害福祉担当窓口で事前に相談の上、指定医師の診断書等の書類を添えて申請ください。（指定医師については窓口で確認ください）

なお、申請から交付までの流れは次のようになっています。

申請から交付までの流れ（進達後、通常1ヵ月半で交付されます）



#### 注意事項（内容の変更について）

次の場合には、お住まいの市の福祉事務所または町の障害福祉担当窓口で必ず手続きをしてください。

- ① 住所、氏名が変わったとき
- ② 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
- ③ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
- ④ 障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき
- ⑤ 手帳が不要になったとき

## ●療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的としたものです。

### 交付対象

児童相談所または総合療育センターで知的障害と判定された方

\*18歳未満の方は、小田原児童相談所に対応できます。

\*18歳以上はすべて総合療育相談センターでの判定が必要となります。巡回判定もあります。

18歳以上で新規で療育手帳を希望する場合は、障がい福祉課のケースワーカーと面談を行います。

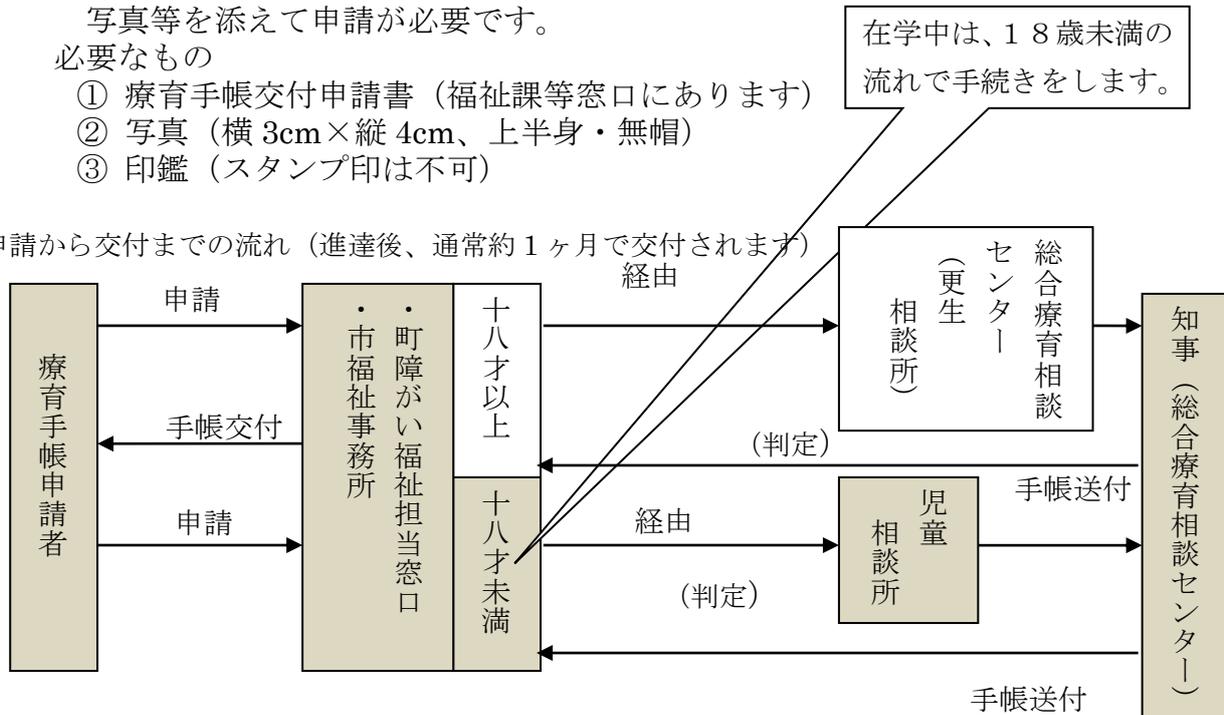
### 交付手続き

写真等を添えて申請が必要です。

### 必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書（福祉課等窓口にあります）
- ② 写真（横3cm×縦4cm、上半身・無帽）
- ③ 印鑑（スタンプ印は不可）

申請から交付までの流れ（進達後、通常約1ヶ月で交付されます）



内容変更等：次の場合には、窓口で手続きをしてください。

- ⑥ 住所、氏名が変わったとき
- ⑦ 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
- ⑧ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
- ⑨ 障害の程度が変化したときや、新たに障害が加わったとき
- ⑩ 手帳が不要になったとき
- ⑪ 再判定で非該当になったとき

## 療育手帳判定基準

判定の基準		
A 1 最重度	1	標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という）がおおむね 20 以下の方
	2	指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、身体障害者手帳の 1 級、2 級または 3 級に該当する方
A 2 重度	1	指数がおおむね 21 以上 35 以下の方
	2	指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、身体障害者手帳の 1 級、2 級または 3 級に該当する方
B 1 中度		指数がおおむね 36 以上 50 以下の方
B 2 軽度	1	指数がおおむね 51 以上の方
	2	指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、圏域の児童相談所または、県立総合療育相談センターの長が認めた方

## 公共交通機関などの割引

各種手帳を取得することで様々な優遇措置が受けられます。

<一例として>（鉄道運賃・バスの割引）

### <鉄道>（JR／私鉄）

#### 【第1種】

- 本人（12歳以上）と介護者1名の運賃が5割引
- ＊12歳未満の定期券の場合は介護者のみ5割引

#### 【第2種】

- 本人のみ、片道100kmを超えた区間の運賃が5割引
- ＊普通乗車券のみ
- ＊12歳未満の場合は介護者の定期券が5割引

### <路線バス>

#### 【第1種】

- 本人と介護者1名の運賃が割引
- ＊普通運賃5割引／定期券（12歳以上）3割引
- ＊12歳も満の場合、介護者の定期券の割引なし

#### 【第2種】

- 本人のみ、普通運賃5割引
- ／定期券（12歳以上）3割引
- ＊12歳未満の第二種の場合は介護付割引証を発行

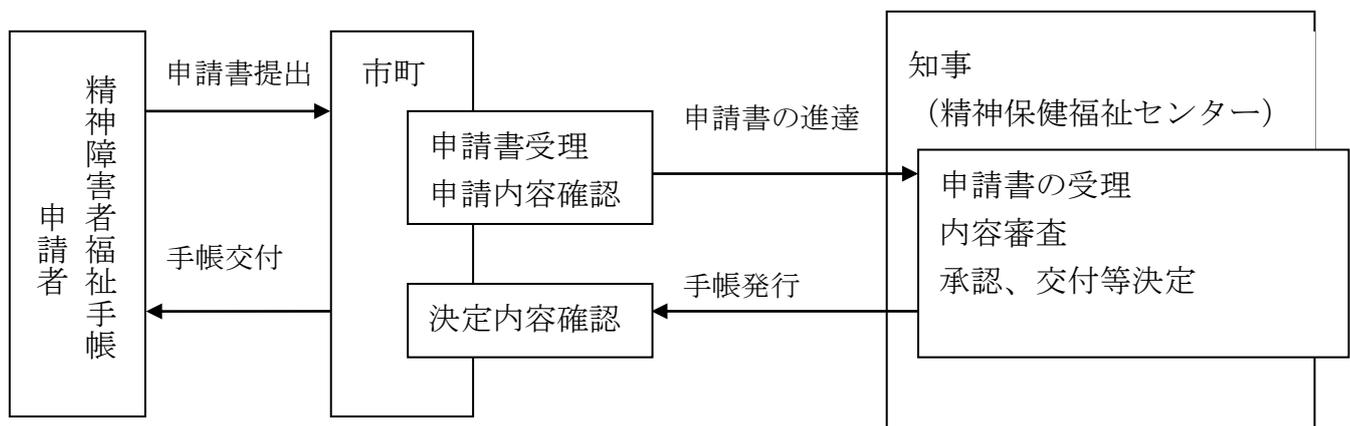
\*他にも交通関係ではタクシー運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料の減免などがございますので、詳しくはお住まいの市町の障がい福祉課等へお問い合わせください。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあると認定して手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。交付を希望される方に対して交付されます。1級から3級の等級で設定されています。

(手帳交付の可否は、神奈川県精神保健福祉センターで審査・判定し、神奈川県が交付します。身体障害者手帳・療育手帳との違いは2年ごとに更新が必要です。)

申請から交付までの流れ（申請から交付まで1ヶ月半から2か月程度の期間を要します）



### 申請方法

次の書類を添えて、市町の福祉課に申請します。

- ① 申請書
- ② 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）、又は年金証書（精神を事由とした取得としたもの）
- ③ 写真（横3cm×縦4cmの顔写真、無帽）
- ④ 印鑑（認印で可）
- ⑤ マイナンバーがわかるもの（通知カードや個人カード）

### 手帳の返還について

・病状が改善したり、手帳が不要になった場合は、市町に返還することができます。

等級	内容
1級	日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある方
2級	日常生活に著しい制限を受ける状態または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする方 (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活に困難がある方。ストレスがかかる状態では、対応が困難になるが、デイケアや作業所などに参加できる程度。)
3級	日常生活もしくは社会生活に制限を受ける状態または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする方 (障害は重くないが日常生活、社会生活上の制約がある方。保護的配慮のある事業所に雇用されて働いている方も含まれる。)

## <児童施設（児童福祉法に基づく支援）>

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から児童福祉法が改正施行され、障害児施設においても契約制度による利用が導入されました。このことにより、障害児施設に入所・通所されている障害児の保護者等（20歳以上の障害のある方は本人）は、児童施設と契約を結び、これに基づきサービスを受け、その利用料を負担することになりました。

なお、児童相談所長が児童福祉法第27条第1項第3号を適用する場合は、措置による利用になります。18歳以降は「施設入所支援」等に移行することとなります。

### ●福祉型障害児入所施設（県）

18歳未満の障害児が入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行うための施設です。

事業所名	所在地	電話番号	定員	申請者の名称
光海学園	小田原市曾我岸148	0465-42-1639	30	社会福祉法人 永耕会
わらべの杜	小田原市小竹186	0465-43-1515	40	社会福祉法人 よるべ会
神奈川県立子ども 自立生活支援センター	平塚市片岡991-1	0463-56-0303	36	神奈川県
精陽学園	平塚市城所922	0463-54-5312	50	社会福祉法人 至泉会
弘済学園児童寮	秦野市北矢名 1195-3	0463-77-3222	80	公益財団法人 鉄道弘済会
弘済学園 第二児童寮	秦野市北矢名 1195-3	0463-77-3222	30	公益財団法人 鉄道弘済会
七沢学園	厚木市七沢516	046-249-2301	30	社会福祉法人神奈川総合 リハビリテーション事業団
相模はやぶさ学園	相模原市南区下溝 4350	042-777-8823	40	社会福祉法人 相模福祉村
三浦しらとり園	横須賀市長沢 4-13-1	046-848-5255	36	社会福祉法人 清和会
川崎市 中央療育センター	川崎市中原区井田 3-16-1	044-754-4563	50	川崎市
横浜市なしの木学園	横浜市泉区下飯田330	045-804-6981	50	横浜市
くるみ学園	横浜市旭区金が谷 550	045-951-1711	20	社会福祉法人 ル・プリ
ぼらいと・えき	横浜市泉区下飯田町 330	045-804-6981	50	社会福祉法人 ル・プリ
すみれ園	横浜市保土ヶ谷区狩場町 200-6	045-742-1250	30	社会福祉法人 光風会

ぶどうの実	横浜市旭区白根 7-10-6	045-952-1753	30	社会福祉法人 白根会
横浜訓盲院	横浜市中区竹之丸 181	045-641-3939	50	社会福祉法人 横浜訓盲院

## ●医療型障害児入所施設（県）

18歳未満の障害児等が施設や指定医療機関に入所し、専門医療と福祉を併せて自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行うための施設です。

事業所名	所在地	電話	定員	申請者の名称
太陽の門	小田原市風祭563	0465-24-6561	50	社会福祉法人 風祭の森
国立病院機構 箱根病院	小田原市風祭412	0465-22-3196	77	独立行政法人 国立病院機構 箱根病院
国立病院機構 神奈川病院	秦野市落合666-1	0463-81-1771	100	独立行政法人 国立病院機構 神奈川病院
七沢療育園	厚木市七沢516	046-249-2720	40	神奈川県総合リハビリテ ーション事業団
相模原療育園	相模原市南区若松 1-21-9	042-749-6316	60	社会福祉法人 慈恵療育会
ワゲン療育病院 長竹	相模原市緑区長竹 494-1	042-784-7227	40	社会福祉法人 ワゲン福祉会
小さき花の園	鎌倉市腰越1-2-1	0467-31-6703	72	社会福祉法人 聖テレジア会
ライフゆう	横須賀市湘南国際村 1-4-6	0467-31-6703	45	社会福祉法人 みなと舎
重症児・者福祉医療 施設ソレイユ川崎	川崎市麻生区細山宇原尾 1203	044-959-3003	100	社会福祉法人 三篠会
こども医療センター 重症心身障害児施設	横浜市南区六ツ川 2-138-4	045-711-2351	40	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
こども医療センター 肢体不自由児施設	横浜市南区六ツ川 2-138-4	045-711-2351	50	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
重症心身障害児 (者)施設 サルビア	横浜市鶴見区末吉 3-6-1	045-576-3000	40	社会福祉法人 恩賜財団済生会支 部神奈川県
横浜療育医療センター	横浜市旭区市沢町557-2	045-352-6551	90	社会福祉法人 十愛療育会

## <児童福祉法のサービス（障がい児通所支援）（市町）

児童発達支援	小学校就学までを対象として、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を提供します。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加えて、治療を提供します。
放課後等デイサービス	小学校就学後から高等学校卒業までを対象として、放課後や長期休暇における生活能力向上のために必要な訓練や余暇活動の提供をします。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の児童を対象に、集団生活への適応のための専門的な支援を、本人および訪問先のスタッフに対し提供します。

県西地域の方の利用可能な

### 放課後等デイサービス事業所について（市町）

事業所名	所在地	電話番号 F A X 番号	対象地域等 備考
ぐれーぷ	小田原市桑原 3 4 - 4	0465-43-7600 0465-43-7601	小田原市 他地域は相談
しおんワークプレイス	小田原市根府川 3 8 9	0465-29-0146 0465-29-0705	小田原市、湯河原町真鶴町、箱根町（一部）
秘密基地	小田原市扇町 5 - 1 1 - 2 1	0465-32-2532 0465-32-4417	小田原市 （他地域は相談）
ひまわりの家	小田原市飯泉 1 2 0 3 - 8	0465-20-3854 0465-32-4417	小田原市
W e l l	小田原市久野 4 6 9	0465-43-6171 0465-43-6771	2市8町
ほうあんふじ	小田原市曾我大沢 7	0465-41-4010 0465-24-4411	2市8町
あったかサポート ねこのて	小田原市浜町 3 - 1 - 3 8	0465-21-3117 0465-21-3118	小田原市 （他地域は相談）
すずろ 蓮笑亭	小田原市蓮正寺 4 3 5	0465-43-6334 0465-43-6335	小田原市、南足柄市、大井町
おんぷ	小田原市久野 7 0 0 - 2	0465-43-9181 0465-43-9182	南足柄市、大井町 開成町、小田原市
きらら湘南 ポラリス	小田原市北ノ窪 3 8 2 - 1	0465-34-1772 0465-35-4682	2市8町
小田原ひかり	小田原市久野 8 4 9 - 1 0	0465-43-9103 0465-43-9104	小田原 南足柄市（一部）
小田原ひかり Lino	小田原市久野 8 4 9 - 1 0	0465-43-9103 0465-43-9104	小田原、南足柄市（一部）
J O Y ヴィレッジ 小田原校	小田原市成田 6 5 6 - 6	0465-37-8777 0465-37-8778	小田原市、南足柄市、開成町、大井町
J O Y ヴィレッジ	小田原市成田 6 5 6 - 6	0465-46-7613	南足柄市、上郡 5 町、小

第2小田原校		0465-46-7614	田原市
夢門塾	小田原市扇町1-13-3 9 清晋ビル2階	0465-66-1130 0465-66-1131	小田原市
りんごの木	小田原市多古326-9	0465-32-2532 0465-32-4417	小田原 南足柄市(一部)
放課後等デイサービス ぽっぷ	南足柄市塚原701-1	0465-74-2020 0465-74-2021	南足柄市、大井町 開成町、小田原市 松田町、山北町
太陽の門 放課後等デイ サービス「きゃんばす」	小田原市風祭563	0465-24-6561 0465-21-6506	2市8町
すずろ 開星亭	開成町宮台1107-1	0465-84-0661 0465-85-3121	開成町、南足柄市松田 町、大井町、小田原市
トゥモローランド	開成町吉田島4352-3 ザ・開成プレイス3F	0465-85-1122 0465-85-1125	南足柄市、上郡5町、小 田原市(一部)
トゥモローランド 開成みなみ	開成町みなみ5-6-15	0465-85-1555 0465-85-1818	南足柄市、大井町 開成町
つぼみ	神奈川県足柄上郡開成町み なみ5丁目6番8	0465-83-3272 0465-33-6263	南足柄市、大井町 開成町、松田町、山北町、 中井町、小田原市(一部)
どんぐりん	山北町山北595	0465-46-7334 0465-46-7334	山北町、南足柄市、小田 原市、開成町、松田町
HSA 笑っこ	湯河原町吉浜999-2 文化福祉会館内2階児童室	0465-44-4173 0465-44-4174	湯河原町、真鶴
たんぽぽ 児童デイサービス事業所	湯河原町中央二丁目21番 地5号	0465-64-0038 0465-20-9031	湯河原町、真鶴
花菜プラザ	湯河原町門川35-2	0465-62-3177 0465-62-3164	湯河原町、真鶴
喜の実	松田町松田庶子869-1 7	0465-25-5470 0465-25-1986	南足柄市、上郡5町
ピースオブマインド	大井町上大井75-1 サンセール辻104	0465-85-6166 0465-85-6167	大井町、開成町、小田原 市(松田町、山北町、南 足柄市の一部)
虹	秦野市本町1-8-16 秦野エミネンス1階	0463-82-9982 0463-86-6144	開成町 秦野市、二宮町
夢門塾二宮	中郡二宮町二宮884 クワハラビル	0463-59-9497 0463-59-9498	小田原市川東地区、中井 町、大井町
ハッピーテラス 小田原教室	小田原市鴨宮162-1 2階	0465-46-8066 0465-46-8366	足柄上郡、足柄下郡、 小田原市、南足柄市、 二宮町、大磯町
こどもプラス 秦野渋沢教室	秦野市柳町1-2-10	0463-75-9855 0463-75-9856	秦野町、松田町、開成町、 大井町

Toiro 開成	足柄上郡開成町古田島 4 3 5 1 - 9 藤与駅前ビル 1 階	0465 - 46 - 7119 0465 - 46 - 7159	小田原市、南足柄市、 足柄上郡、秦野市
Toiro 湯河原	足柄下郡湯河原町中央 1 - 2 1 - 9 ガンワヴィラ 1 階	0465 - 42 - 9467 0465 - 42 - 9468	湯河原町、真鶴町、 熱海市
ブロッサムジュニア 小田原鴨宮教室	小田原市鴨宮 2 5 3 - 1 0 ファーストビル 1 階	0465 - 46 - 6822 0465 - 46 - 6823	小田原市内

## 4. 就労関係

### ○公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の仕事紹介については、公共職業安定所の専門の担当官や職業相談員が行います。  
就職の支援からアフターフォローまで一貫したサービスを行います。

小田原公共職業安定所（所管区域 小田原市、足柄下郡）

〒258-0012 小田原市本町 1-2-17

電話 0465-23-8609 FAX 0465-22-7529

松田公共職業安定所（所管区域 秦野市、南足柄市、足柄上郡）

〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037

電話 0465-82-8609 FAX 0465-83-0749

### ○障害者就労相談センター

就労を希望する障害のある方に面接や職業能力評価を中心とした職業相談や就労支援  
を行います。

また、就労支援業務に付帯して無料職業紹介を行います。

障害者就労相談センター

〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 神奈川労働プラザ 5 F

電話 045-633-6110（代） FAX 045-633-5405

### ○神奈川障害者職業センター

〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

電話 042-745-3131 FAX 042-742-5789

障害者、事業主その他の関係者に対して、公共職業安定所と密接な連携の下に、障害者職  
業カウンセラーによる職業指導、就職準備のための支援、またジョブコーチによる企業内  
での支援等様々な支援を行います。

相談内容

- ・ 職業相談、職業リハビリテーション計画の策定、職場適応指導
- ・ 職業準備適応指導
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業
- ・ 事業主に対する障害者の雇用管理等についての助言その他援助
- ・ 障害者の雇用促進等に関する法律に基づく知的障害者判定、重度知的障害者判定

## ○地域就労援助センター事業

---

就労支援が必要な障害者に職業能力に応じた就労の場の確保と、職場定着を支援します。

県西地域就労援助センター ぽけっと	〒250-0851 小田原市曾比 1786-1 オークプラザⅡ 電話 0465-39-2007 FAX 0465-36-0030
ひらつか就労援助センター サンシティひらつか	〒254-0041 平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ 1階 電話 0463-37-1622 FAX 0463-37-1633

## 5. 障害者総合支援法

障害者総合支援法のポイント（自立支援法からのマイナーチェンジ：ベースは障害者自立支援法）  
以下は、自立支援法の内容です。

全国共通の仕組みで、次の条件を満たすものに支給されます。

- ① 障がいの種別（身体、知的、精神）に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるようサービスを利用するために仕組みを一元化し、施設・事業を再編。（ただし、障害支援区分によって、受けられるサービスに限定あり。）（総合支援法では**難病者が追加**）
- ② 障害のある人に、市町村が責任を持って一元的にサービスを提供。
- ③ サービスを利用する人も、サービスに応じた利用料を所得に応じた負担で行う。（原則1割負担）  
国と地方自治体が責任を持って費用負担することをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実。（利用費の支払いには上限があります）
- ④ 就労支援を強化（「どこに通うか」ではなく、「就労できるか」「就労できないか」の切り分けによるサービス内容の再編）
- ⑤ 支給決定の仕組みの透明化、明確化。



## (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について(平成30年4月1日施行)

### <趣旨>

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます。

### ① 障害者の望む地域生活の支援

内容
地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設
就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設
重度訪問介護の訪問先の拡大
高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

### ② 障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

内容
居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
保育所等訪問支援の支援対象の拡大
障害児のサービス提供体制の計画的な構築

### ③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

内容
補装用具の支給範囲の拡大(貸与の追加)
障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

### (3) 福祉サービスの内容と支援区分

#### 介護給付

給付等内容	サービス内容	支援区分制限等
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助サービス	区分「1」以上（＝介護給付対象者）が条件
行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。行動上著しい困難のある方が対象になる。	区分「3」以上で、行動関連調査項目「10点」以上が条件
短期入所 (ショートステイ)	短期の入所による介護サービス。介護者などが病気の場合などに利用できる。	区分「1」以上（＝介護給付対象者）が条件
重度訪問介護	居宅における介護から外出時の移動支援まで行う総合的なサービス。重度の肢体不自由者その他の障害者であって、常時介護が必要な方を対象とする。 (18歳以上を基本的に対象)	区分「4」以上で、以下の①又は②の条件を満たす。①二肢以上のマヒがあることなど ② 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものである (支援区分の行動関連項目10点以上) が条件
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分「6」以上</li> <li>・筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分「5」以上</li> </ul>
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作活動および生産活動などのサービス。常に介護を必要とする者が対象。 (18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となる。)	通所の場合は区分「3」以上 50歳以上は「2」以上
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援。常に介護を必要とする者を対象。	区分「6」以上で、寝たきりの状態の気管切開、A1、強度行動障害該当であること。
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるもの。 (18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)	現行入所施設の宿泊部分のみ 区分「4」以上 50歳以上は「3」以上

・ 訓練等給付

給付等内容	サービス内容	支援区分制限等
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居における相談その他日常生活上の援助。主に夜間に提供されるもの ※介護サービスを利用することができます。	区分「非該当」以上  上限10,000円の家賃補助
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能向上のための訓練がうけられる	原則通所1年6ヶ月の有期限サービス (最初2ヶ月のアセスメントの期間あり)
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる生活向上のための訓練が受けられる。	原則通所2年の有期限サービス (最初2ヶ月のアセスメントの期間あり)
就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練がうけられる。	原則通所2年期限で就職後フォロー (職場訪問)あり
就労継続支援A (雇用型)	通常の事業者には雇用されることが困難なものを対象とする継続的な就労支援。 (就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上をはかる訓練)	雇用契約に基づく最低賃金の保障が条件。利用期限はない。
就労継続支援B (非雇用型)	通常の事業者には雇用されることが困難なものを対象とする継続的な就労支援。 (就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上をはかる訓練)	雇用契約に基づかない就労機会の提供。利用期限はない。 ・ 就労経験があり、年齢、体力の面で雇用が困難と判断された方。 ・ 就労移行支援事業を利用したが、雇用が困難だった方。 ・ 50歳以上又は、年金1級受給者
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームの利用者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、家族が障害や疾病等のため支援が見込めない状況である障害者	区分不要
就労定着支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している精神障害者、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている者	区分不要

## (4) 地域生活支援事業、都道府県事業

### ・地域生活支援

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的な活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

### ・都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	精神障害者退院促進支援事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援事業、障害者 IT 総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。

## 支援区分による受けられるサービス

(注) ○がついている部分が利用できるサービス区分です

サービス	対象者例	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	介護給付（利用には区分の認定が必要）	
居宅介護	障害者（区分1以上）		○	○	○	○	○	○		
行動援護	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する知的・精神障害者				○	○	○	○		
重度訪問介護	常時介護を有する重度の肢体不自由者等（基本的に18歳以上の方）					○	○	○		
重度障害者等 包括支援	常時介護を要し、その必要度が著しく高い障害者							○		
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護を要する障害者		*50歳以上は 区分2以上 (区分2～6)		○	○	○	○		
療養介護	長期入院等医療ケアに加えて、常時介護を要する障害者				*筋ジストロフィー患者 又は重症心身障害者は、区 分5以上（区分5～6）			○		
施設入所 支援	夜間介護を要する障害者			*50歳以上は 区分3以上(区分 3～6)		○	○	○		
短期入所 (ショートステイ)	障害者（区分1以上）		○	○	○	○	○	○		
グループ ホーム	夜間、共同生活を営む住居で、相談・日常生活上の援助や介護を要する障害者	○	○	○	○	○	○	○		

## (6) 利用者の負担について

### 居宅・通所サービスの場合

サービス利用料の1割負担が原則ですが、負担が過大なものとならないように、世帯の所得に応じて一月あたり負担上限月額を設定しています。

◎一般2（市町村民税課税世帯 所得割16万円以上）

37,200円（児童の場合、世帯全員の所得割28万円以上→37,200円）

◎一般1（市町村民税課税世帯 所得割16万円未満）

9,300円（児童の場合、世帯全員の所得割28万円未満→4,600円）

◎低所得（市町村民税非課税世帯）

◎生活保護

0円

- (1) 一般：市町村民税課税世帯
- (2) 低所得：市町村民税非課税世帯
- (3) 生活保護：生活保護世帯

◎負担上限額については、世帯全体の所得で判断

（18才以上の場合は、本人とその配偶者のみを指します）

◎食事に関して

日中の就労移行支援、就労継続支援、生活介護等の支援を行っている事業所が、施設内で食事を提供している場合は、1食 650円（×通所日数）程度として

（ただし、一般1、低所得、生活保護は、1食標準300円の食事提供体制加算がある。）

→1食あたり  $650円 - 300円 = \underline{\underline{350円}}$ （実質の支払い額）

在学中ではありませんが卒業後に必要となる可能性があるもの

## 6. 障害基礎年金について（注意：申請しないと受け取ることはできません）

次の条件をすべて満たす者に支給されます。

- ①国民年金加入中に初診日があること。
- ②初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間を含む）が被保険者期間が2/3以上であること
- ③障害認定日が（原則として初診日から1年6ヶ月の時点）に一定以上の障害の状態にあること。  
ただし、20歳前に初診日のある障害では、上記①、②に該当しなくても、20歳以降に一定の障害の状態にある者は対象となります。

申請する際には「病歴状況申立書」「受診状況等証明書」と「診断書」が必要になります。

年金は権利です。是非、**申請**をお忘れなく！

※申請は、各市町の年金関係課に連絡をしてください。

ちなみに小田原市は、保険課 国民年金係

0465-33-1867

南足柄市は、市民課 年金高齢者医療班

0465-73-8020になります。

県西8町の方はこちらに連絡してみると良いかもしれません。

日本年金機構 小田原年金事務所（小田原市浜町1-1-47）

0465-22-1391

## 7. 成年後見制度について

### ◆概要

○知的障害・認知症など、社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理を始め、遺産分割などの法律行為をする場合に、判断能力が不十分な方について、成年後見制度は、本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が以下のような行為を行うことによって、本人を保護し、支援する制度。

#### 【財産管理】 ●印鑑、預金通帳、現金など財産の保管

- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 不動産管理、処分収支の管理 ●遺産相続手続き
- 税金の申告 ●賃地・賃家の管理

#### 【身上監護】 ●日常の見守り

- 家賃の支払い。契約更新
- 医療機関に関する各種手続き
- 福祉サービスの利用手続き

#### 【できないこと】 ●掃除・家事全般・買い物 ●医療行為の同意

- お葬式、死後の手続き（近年は対応可能） ●ご本人の利益に反すること（利益相反行為）

### ◆後見制度の類型

①後見：判断能力が欠けており、自分の判断ですべての法律行為が行えない場合。

②保佐：簡単なことは自分で判断できるが、法律で定められた一定の法律行為には援助が必要な場合。

自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要。

③補助：大体のことは自分で判断できるが、法律で定められた一定の法律行為には援助が必要な場合。

自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある。

#### 法律で定められた一定の法律行為

1. 貸したお金をかえしてもらうこと
  2. お金を借りたり、保証人になること
  3. 不動産の購入・売却
  4. 裁判を起こすこと
  5. 遺産の分割・相続の放棄
  6. 贈与すること・断ること
  7. 家の新築や増築
  8. 長期間に渡る賃貸借契約
- 保佐人はすべての取り消しが可能。補助の場合は本人に合うものを裁判所が選びます。

### ◆制度利用のメリット

- ・障害福祉サービスの利用は本人が契約を行うが、後見人等が本人に代わって契約を結ぶことが可能になるため、保護者がいなくなった後も安心して障害福祉サービスが利用できる。
- ・後見人等の同意がなく行われた法律行為を取り消し（無効）にすることが可能になります。（同意権・取消権）例）知らないで強引に契約させられてしまったリフォーム工事を取り消す（日常的な買い物などは取り消しの対象外）。
- ・家庭裁判所により財産管理の確認が行われるため、親子の間で財産の所在が明確になる。

### ◆申し立て方法

（詳細は、申し立て先である住所地を管轄する家庭裁判所にお問い合わせください）